

秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月十四日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第六号

秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年秋田県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（掛金の納付） 第四条 加入者又は口数追加加入者は、掛金を毎月末日までに 県の指定金融機関に払い込まなければならない。</p>	<p>（掛金の納付） 第四条 加入者又は口数追加加入者は、掛金を毎月末日までに納 付書により県の指定金融機関に払い込まなければならない。</p>

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。